

インフルエンザと予防接種について

～ 事前によくお読みになり、予防接種を希望されるかどうかをお考えください ～

1 インフルエンザとは

インフルエンザは、空気中に飛び散ったインフルエンザウイルスが体内に入ることによって感染します。インフルエンザの流行は、通常、初冬から春先にみられます。

主な症状としては、突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉や関節の痛みなどで、のどの痛み、咳や鼻水などもみられます。普通の風邪に比べ、全身症状が強いのが特徴です。また、気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することが多いのもインフルエンザの特徴です。

2 インフルエンザの予防法

● 予防接種が有効です

インフルエンザ予防接種の有効性は、世界的にも認められています。感染を完全に防ぐことはできませんが、インフルエンザの発病を予防することや、発病後の重症化を予防することに一定の効果があるとされています。

予防接種後、抵抗力がつくまでに 2 週間程度かかり、その効果が十分持続する期間は、約 5 ヶ月間とされていますので、接種を希望する方は、遅くとも流行前の 12 月中旬までの接種をお勧めします。

● 予防接種以外の予防方法

こまめな手洗いやうがいをする、マスク着用などの咳エチケットを心掛ける、十分な栄養や休養をとる、流行時には人混みを避ける、室内の乾燥に気をつける、窓を開けるなど換気に努める、など

3 インフルエンザ予防接種の副反応

注射部位の発赤、腫れ、痛み、また発熱、寒気、頭痛、全身のだるさなどがみられることがありますが、通常 2～3 日のうちに治ります。接種後、数日～2 週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害の症状が現れる等の報告があります。非常にまれですが、ショックやアナフィラキシー様症状（じんましん、呼吸困難など）、その他の重い副反応が現れることがあります。

4 予防接種を受ける前に

インフルエンザ予防接種の必要性や副反応について、内容をよくご確認ください。気にかかることや、わからないことがあれば、かかりつけ医や村保健師にご相談ください。

当日は、体調をよく観察して、普段と変わったところがないことを確認してください。

予診票は、接種をする際の大切な情報ですもので、責任を持ってご記入ください。

（裏面につづく）

新型コロナワクチンとそれ以外のワクチンを接種する場合、互いに、片方のワクチンを接種してから 2 週間以上の間隔をあける必要がありますので、接種前に必ずご確認ください。

例：10 月 1 日に新型コロナワクチンを接種した場合、インフルエンザワクチンを接種できるのは 10 月 15 日（2 週間後の同じ曜日の日）以降となります。

● 予防接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱している方（発熱している方とは、37.5℃を超える場合を指します。）
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ 予防接種によって、アナフィラキシーショックを起こしたことがある方
（通常、接種後 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気・嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、ショック状態になるような激しい全身反応をいいます。）
- ④ インフルエンザの定期接種で、2 日以内に発熱、発疹、じんましん等のアレルギーを思わせる症状がみられた方
- ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した方

● 予防接種を受ける前に、主治医とよく相談しなくてはならない方

- ① 治療中の病気がある方（心臓病、腎臓病、肝臓病や血液の病気などの方）
- ② 以前、インフルエンザやその他の予防接種を受けた時に、2 日以内に発熱、発疹、じんましん等のアレルギーを思わせる症状がみられた方
- ③ 今までに、けいれんを起こしたことがある方
- ④ 今までに、免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤ 間質性肺炎や気管支喘息などの呼吸器系の病気の方
- ⑥ 薬や食事（鶏肉、卵、その他）等により、アレルギーや身体に異常があった方
- ⑦ 妊娠または妊娠の可能性がある方

● 予防接種を受けた後の注意

- ① インフルエンザワクチンの副反応の多くは、接種直後から数日中に出現しますので、この間は体調に注意しましょう。特に、接種後 30 分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。
- ② 入浴は、差し支えありませんが、注射部位を強くこすることはやめましょう。
- ③ 接種当日は、普段どおりの生活をして構いませんが、接種後 24 時間は激しい運動や大量の飲酒は避けてください。

5 予防接種後の健康被害救済制度

インフルエンザ予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、補償を受けることができます。ただし、その健康被害が今回の予防接種によるものかどうかの調査・審議の上、認定された場合に限りです。

- * 予防接種法に基づく定期接種 … 厚生労働省「予防接種健康被害救済制度」
- * 予防接種法に基づかない任意接種 … 独立行政法人医薬品医療機器総合機構「医薬品副作用被害救済制度」

なお、定期接種と任意接種では、補償内容が異なりますのでご注意ください。